

沖縄県立芸術大学大学院造形芸術研究科履修規程 (平成26年3月20日評議会決定)

一部改正 平成26年12月19日 平成27年3月20日
平成28年3月17日 平成29年1月25日
平成30年3月22日 平成31年1月31日
平成31年4月26日 令和元年10月31日
令和3年3月31日

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学大学院学則に定めるもののほか、造形芸術研究科（以下「研究科」という。）の授業科目の種類、単位、履修方法その他必要な事項を定めるものとする。

(研究指導)

第2条 研究科の学生（以下「学生」という。）は、在学期間中は研究科に設けられている専修及び研究室に所属する指導教員及び担当教員の研究指導を受けなければならない。

2 専修及び研究室の種類は別表第1のとおりとする。

(研究計画)

第3条 学生は、毎学年度始めの所定の期日までに、研究実施計画書（第1号様式）を提出しなければならない。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第4条 研究科における授業科目の名称、単位数及び履修方法は、別表第2に定めるとおりとする。

2 学生は、前項に定める当該専攻の授業科目のうちから、必修科目及び選択科目を合わせて30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けなければならない。

(履修登録)

第5条 学生は、毎学年度（前期及び後期）の定められた期間内に、指導教員及び担当教員の指導を受けて履修する授業科目を決定し、教務学生課に届け出なければならない。この手続きを履修登録という。

2 臨時に開設される授業科目の履修登録については、その都度公示する期間内において行うものとする。

(成績評価の基準)

第6条 授業科目の成績評価基準は、次のとおりとする。

評語	評点	評価基準
秀 (S)	90～100点	到達目標を十分に達成し、内容が特に優れている。
優 (A)	80～89点	到達目標を十分に達成し、内容が優れている。
良 (B)	70～79点	到達目標を概ね達成している。
可 (C)	60～69点	到達目標を最低限度達成している。
不可 (F)	59点以下	到達目標を達成していない。
		履修放棄又は受験放棄

認定(R)		単位認定等
-------	--	-------

(修士作品又は修士論文の提出)

第7条 修士作品又は修士論文の提出は、研究科に1年以上在学し、第4条に定める履修方法により、2年次修了時まで30単位以上を修得見込みの者に限るものとする。ただし、優れた研究業績をあげたと研究科委員会が認めた者の在学要件については、大学院学則第44条第1項ただし書に規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

- 2 修士作品又は修士論文を提出しようとする学生は、指導教員の承認を得て、あらかじめ研究科長が指定する期日までに、学位審査申請書（第2号様式）により申請しなければならない。
- 3 休学又は留学している学期は、前項に規定する申請を行うことができない。
- 4 修士作品又は修士論文は、指導教員の承認を得て、研究科長が指定する期日までに提出しなければならない。
- 5 提出する修士作品又は修士論文については、次のとおりとする。

生活造形専攻	工芸専修	染研究室	修士作品
		織研究室	修士作品又は修士論文
		陶磁器研究室	修士作品
		漆工研究室	
	デザイン専修	修士作品又は修士論文	
環境造形専攻	絵画専修	修士作品	
	彫刻専修		
比較芸術学専攻	比較芸術学専修	修士論文	

(修士作品又は修士論文の審査及び最終試験)

第8条 修士作品又は修士論文の審査及び最終試験は、沖縄県立芸術大学学位規程第6条の定めるところにより、研究科委員会が行う。

- 2 修士作品又は修士論文の審査基準並びに最終試験の方法及び審査基準は、研究科長が別に定める。
- 3 特別の事情により修士作品又は修士論文の審査及び最終試験を受けることができなかった者は、その理由を付して修士作品又は修士論文の追審査及び追試験を願い出ることができる。
- 4 研究科長は、前項の願い出があった者については、研究科委員会の議を経て修士作品又は修士論文の追審査及び追試験を行うことができる。
- 5 第4条に定める修了要件の30単位を修得するに至らず、又は最終試験に合格しなかった場合の当該提出作品又は論文は、修士作品又は修士論文として取り扱わない。

(教職課程)

第9条 大学院学則第47条の規定に基づき、専修免許状取得希望者のために、本学大学院に教職課程を置く。

- 2 専修免許状を取得するには、次の各号に規定する条件を満たさなければならない。
 - (1) 修士の学位を有すること、又は大学院に1年以上在学し30単位以上を修得すること。
 - (2) 学部において当該教科等の1種免許状を取得済みであること。

- 3 専修免許状取得に必要な修得すべき科目、単位数及び履修方法は別表第3に定めるとおりとする。
- 4 学部で美術・工芸の1種免許状を未取得の学生は、学部開設の「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業科目の中から原則として7単位に限り履修することができる。ただし、研究科長が研究科委員会の議を経て認めた場合は、7単位を超えて履修することができる。

(学芸員資格)

第10条 学芸員資格取得希望者は、学部開設の博物館学課程の授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(美術工芸学部履修規程の準用)

第11条 この規程に定めるもののほか、造形芸術研究科の履修に関する取り扱いについては、沖縄県立芸術大学美術工芸学部履修規程第5条(授業科目の公示)、第7条(履修登録の制限)、第10条(出席。ただし、第6項第4号を除く。)、第11条(試験)、第12条(追試験)、第13条(再試験)、第14条(履修の要件)、第16条(再登録)の規定を準用する。この場合において、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と、第7条第3項中「専攻」とあるのは「専修」と、第10条第4項中「学部長」とあるのは「研究科長」と、第16条第2項中「学則第44条」とあるのは「大学院学則第42条」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第4条の規定は、平成27年度以降に入学する学生に適用し、平成26年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第9条の規定は、平成27年度以降に入学する学生に適用し、平成26年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月17日評議会)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第2条、第4条、第7条及び第9条の規定は、平成28年度以降に入学する学生に適用し、平成27年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年1月25日評議会)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第4条の規定は、平成29年度以降に入学する学生に適用し、平成28年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月22日学長決裁)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月31日学長決裁)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第4条第1項並びに第9条第3項及び第4項の規定は、平成31年度以降に入学する学生に適用し、平成30年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月26日学長決裁）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和元年10月31日学長決裁）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日学長決裁）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第6条の規定は、令和3年度以降に入学（再入学及び転入学（以下「再入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、令和2年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。
- 3 令和3年度以降に再入学等する学生については、第6条の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。

■別表第1（第2条関係）

研究室一覧

生活造形専攻	工芸専修	染研究室
		織研究室
		陶磁器研究室
		漆工研究室
	デザイン専修	視覚伝達デザイン研究室
		生活環境デザイン研究室
環境造形専攻	絵画専修	油画研究室
		日本画研究室
	彫刻専修	彫刻研究室
比較芸術学専攻	比較芸術学専修	美学・芸術学研究室
		美術史研究室
		民族芸術文化学研究室

■別表第2（第4条関係）専攻別教育課程表

生活造形専攻

工芸専修

履修区分	研究室	授業科目	別表第3関係	単位	履修年次	最低履修単位
必修	染	染研究Ⅰ	★	12	1	30単位以上
		染研究Ⅱ	★	12	2	
		論文演習		2	1	
	織	織研究Ⅰ	★	12	1	
		織研究Ⅱ	★	12	2	
		論文演習		2	1	
	陶磁器	陶磁器研究Ⅰ	★	12	1	
		陶磁器研究Ⅱ	★	12	2	
		論文演習		2	1	
	漆工	漆工研究Ⅰ	★	12	1	
		漆工研究Ⅱ	★	12	2	
		論文演習		2	1	
選択		関連科目から		4	1～2	

デザイン専修

履修区分	研究室	授業科目	別表第3関係	単位	履修年次	最低履修単位
必修	視覚伝達デザイン	視覚伝達デザイン研究ⅠA	★	6	1	30単位以上
		視覚伝達デザイン研究ⅠB	★	6	1	
		視覚伝達デザイン研究ⅡA	★	6	2	
		視覚伝達デザイン研究ⅡB	★	6	2	
		論文演習		2	1	
	生活環境デザイン	生活環境デザイン研究ⅠA	★	6	1	
		生活環境デザイン研究ⅠB	★	6	1	
		生活環境デザイン研究ⅡA	★	6	2	
		生活環境デザイン研究ⅡB	★	6	2	
		論文演習		2	1	
選択		関連科目から		4	1～2	

環境造形専攻

絵画専修

履修 区分	授 業 科 目	別表第 3関係	単位	履修年次	最低履修単位
必修	絵画研究Ⅰ	★	12	1	30単位以上
	絵画研究Ⅱ	★	12	2	
	論文演習		2	1	
選択	関連科目から		4	1～2	

彫刻専修

履修 区分	授 業 科 目	別表第 3関係	単位	履修年次	最低履修単位
必修	彫刻研究Ⅰ	★	12	1	30単位以上
	彫刻研究Ⅱ	★	12	2	
	論文演習		2	1	
選択	関連科目から		4	1～2	

自由	(染) 染課題演習	☆	2	1~2	(修了単位に算入されない。) (注) 1. 登録にあたっては事前に各担当研究室に相談すること。 (注) 2. 提供専修(工芸専修は提供研究室)の学生は登録できない。ただし、教育・学術交流協定大学との単位互換の場合は可能。
	(織) 織課題演習	☆	2	1~2	
	(陶) 陶磁器課題演習	☆	2	1~2	
	(漆) 工課題演習	☆	2	1~2	
	(デ) デザイン課題演習	☆△■	2	1~2	
	(絵) 絵画課題演習	☆△	2	1~2	
	(彫) 彫刻課題演習	☆△	2	1~2	

- (注) (芸) は比較芸術学専修提供科目 (デ) はデザイン専修提供科目
 (彫) は彫刻専修提供科目 (比) は博士課程比較芸術学研究領域提供科目
 (染) は工芸専修染研究室提供科目 (織) は工芸専修織研究室提供科目
 (陶) は工芸専修陶磁器研究室提供科目 (漆) は工芸専修漆工研究室提供科目
 (絵) は絵画専修提供科目

比較芸術学専攻

比較芸術学専修

履修区分	授業科目	別表第3関係	単位	履修年次	最低履修単位	
選択	比較美学研究A	☆△	2	1~2	14	30単位以上
	比較美学研究B	☆△	2	1~2		
	比較芸術学特殊研究A	☆△	2	1~2		
	比較芸術学特殊研究B	☆△	2	1~2		
	日本芸術批評史研究A	☆△	2	1~2		
	日本芸術批評史研究B	☆△	2	1~2		
	東洋芸術批評史研究A	☆△	2	1~2		
	東洋芸術批評史研究B	☆△	2	1~2		
	西洋芸術批評史研究A	☆△	2	1~2		
	西洋芸術批評史研究B	☆△	2	1~2		
	比較工芸史研究		2	1~2		
	民族芸術文化学研究A		2	1~2		
	民族芸術文化学研究B		2	1~2		
	日本芸術文化学研究A		2	1~2		
	日本芸術文化学研究B		2	1~2		
	東洋芸術文化学研究A		2	1~2		
	東洋芸術文化学研究B		2	1~2		

	民族芸術文化史特論		2	1～2	
	芸術学特殊演習A		2	1～2	
	芸術学特殊演習B		2	1～2	
	比較美学特殊演習Ⅰ	☆△	4	1	
	比較美学特殊演習Ⅱ	☆△	4	2	
	比較芸術学特殊演習Ⅰ		4	1	
	比較芸術学特殊演習Ⅱ		4	2	
	日本美術史特殊演習Ⅰ	☆△	4	1	
	日本美術史特殊演習Ⅱ	☆△	4	2	
	東洋美術史特殊演習Ⅰ	☆△	4	1	
	東洋美術史特殊演習Ⅱ	☆△	4	2	8
	西洋美術史特殊演習Ⅰ	☆△	4	1	
	西洋美術史特殊演習Ⅱ	☆△	4	2	
	民族芸術文化学特殊演習Ⅰ		4	1	
	民族芸術文化学特殊演習Ⅱ		4	2	
	日本芸術文化学特殊演習Ⅰ		4	1	
	日本芸術文化学特殊演習Ⅱ		4	2	
	東洋芸術文化学特殊演習Ⅰ		4	1	
	東洋芸術文化学特殊演習Ⅱ		4	2	
必修	課題研究Ⅰ		2	2	4
	課題研究Ⅱ		2	2	
選択	関連科目から		4	1～2	4

■別表第3 (第9条関係)

教職課程表

専修免許状	授業科目 (別表第2に表示)	必要 単位数	生活造形専攻		環境造形 専攻	比較芸術学 専攻
			工芸 専修	デザイン 専修	絵画・彫 刻 専修	比較芸術学 専修
中学校教諭専修免許状 (美術)	各専修教職必修科目 (★)	24	24	24	24	-
	各専修教職選択科目 (☆)		22	20	28	58
高等学校教諭専修免許状 (美術)	各専修教職必修科目 (★)	24	-	24	24	-
	各専修教職選択科目 (△)		-	26	26	58
高等学校教諭専修免許状 (工芸)	各専修教職必修科目 (★)	24	24	-	-	-
	各専修教職選択科目 (■)		22	-	-	-

(注) 生活造形専攻及び環境造形専攻においては、教職選択科目も履修することが望ましい。(第9条参照)

第1号様式（第3条関係）

研究実施計画書

令和 年 月 日

学 生	造形芸術研究科	専 攻 専 修	学生番号	
			氏 名	
学位論文等の別 (右記のいずれかに○をする。)		修士作品 ・ 修士論文		
指導教員			担当教員	
指導補助教員			※	
(1) 研究実施計画				
① 研究テーマ				
② 研究目的（研究の背景、芸術、学術的な特色や独創性等を踏まえ記入する。）				
③ 研究計画・方法（研究目的を達成するための計画・方法を年度に分けて記入する。）				

研究実施計画は教員の指導を受けて学生が記入する。

※欄は、必要な場合に記入する。

(2) 研究指導計画

年度に分けて具体的に記入する。

研究指導計画は指導教員が作成する。

(注意)

1. 記入欄が不足する場合は、適宜、用紙を補うこと。
2. 5月末までに研究科長（教務学生課）に提出すること。

第2号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

大学院造形芸術研究科長 殿

専修
学生番号
氏名

研究室

学位審査申請書

「修士作品」または「修士論文」の「題目」を下記のとおり申請いたします。

専 修	研 究 室
指 導 教 員	担 当 教 員
印	印
「修士作品」または「修士論文」の題目	